

学校法人比治山学園監事監査規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人比治山学園（以下「学園」という。）において、私立学校法第52条及び学校法人比治山学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）第28条に規定する監事の職務（以下「監査」という。）を円滑かつ効率的に行うため必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 監査は、学園の業務全般について、法令、寄附行為及び学園の諸規程に沿っているかの合規性に加え、合理性、効率性及び経済性の観点から、公正かつ客観的な立場で実施し、もって学園の適正な運営の確保及び安定的な経営基盤の確立に資することを目的とする。

(監査の対象)

第3条 監査の対象は、次のとおりとする。

- (1) 学園の業務（次号及び第3号に掲げるものを除く。）
- (2) 学園の財産の状況（次号に掲げるものを除く。）
- (3) 理事の業務執行の状況

(監査の種類)

第4条 監査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 定例監査

前条各号に掲げる対象について、あらかじめ定められた監査計画に基づき実施する。

- (2) テーマ監査

重要又は早期に対応を要する項目等について、あらかじめ定められた監査計画に基づき実施する。

- (3) 臨時監査

監事が特に必要と認めた場合に、臨時に実施する。

(事前調査)

第5条 監事は、前条各号に掲げる監査を実施するため、必要に応じ事前に調査（以下「事前調査」という。）を実施する。

2 前項に定める事前調査は、監事の委任により、学校法人比治山学園事務等組織規程第

5 条に規定する監査室の職員が実施することができる。

(監査計画)

第 6 条 監事は、年度初めに監査計画（事前調査に係る計画を含む。以下同じ。）を策定し、理事会に報告するものとする。また、監査計画を変更する場合も同様とする。

(監査通知)

第 7 条 監事及び第 5 条第 2 項の規定により委任を受けた職員（以下「監事等」という。）は、監査（事前調査を含む。以下同じ。）を実施するときは、あらかじめ、監査日時及び監査項目等を監査対象の所属長（法人本部及び研修場においては法人事務局長、大学及び短期大学部においては学長、中学校・高等学校においては校長、幼稚園においては園長をいう。以下同じ。）に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(監査の執行)

第 8 条 監事等は、理事、所属長及び当該所属の教職員に対し、帳簿及び各種書類の提出並びに業務の執行状況に係る報告並びにこれらに関する説明等を求めることができる。

2 理事、所属長及び当該所属の教職員は、前項の要請を受けたときは、速やかに応じるものとする。

(監査の実施方法)

第 9 条 監査は、実地監査又は書面監査により行う。

2 実地監査は、直接、関連部署に出向き、実地調査、立会、質問等により行う。

3 書面監査は、帳簿、書類等の提出を求め、これらの審査や突合等を行う。

(監査結果の仕訳及び所属長への通知)

第 10 条 監事は、監査の結果、是正・改善を要するもの等がある場合には、当該項目について次によって仕訳を行い所属長に通知するものとする。

(1) 指摘事項

不適正であることが明らかであり、速やかに是正・改善を要するもの

(2) 指導事項

指摘事項には至らないが、改善又は改善について検討を要するもの

(3) 留意事項

注意喚起、問題提起又は監事としての要望を行うもの。

2 監事は、前項第 1 号及び第 2 号に定める項目については、所属長に期限を定めて措置

状況の報告を求めるものとする。

- 3 所属長は、第1項に定める通知を受けたときは、必要に応じ理事長に報告するものとする。

(監査結果の報告)

第11条 監事は、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3か月以内に理事会及び評議員会に提出する。

- 2 監事は、前条の規定により仕訳した項目、その内容及び所属長の措置状況等について、定期的に理事長に報告するものとする。また、これらの項目等について理事会及び評議員会で随時に意見を述べるものとする。
- 3 理事長は、前項の報告を受け所属長の措置の状況等が不十分な場合には、必要な措置を講ずるものとする。

(不正行為・重大な違反行為発見時等の対応)

第12条 監事は、監査の結果、学園の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告する。

- 2 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求するものとする。請求をした日から5日以内に、その請求をした日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、学校法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為を差し止めることができる。

(意見の陳述)

第13条 監事は、第11条第2項に定めるもののほか、学園の業務若しくは財産又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べるものとする。

(内部通報制度)

第14条 学園理事又は職員は、学園に著しい損害を与えるおそれのある事実又は法令、寄附行為その他の規則・規程に反する行為等を発見したときは、直ちに理事長、業務執行理事のほか、監事に報告するものとする。

- 2 理事又は職員等が直接監事に報告する窓口は監査室とし、監事に報告すべき対象事項、

報告方法、報告受付後の処理手続及び関係職員の責務等は、学園内部通報等に関する規程を準用する。

- 3 学園は、前項の報告をしたことを理由として、当該理事又は職員等に対し、解雇、減給、降格その他の不利益な取扱いを行ってはならない。

(監査室との連携)

第15条 監事は、学園の業務及び理事の職務執行状況を監査し、及びその他の職務を遂行するに当たり、学園における内部監査を行う内部監査室と情報を共有し、必要に応じ協力して調査を行う等の連携により、学園の監査業務の改善及び合理化に努めなければならない。

(会計監査人との連携)

第16条 監事は、学園の財産の状況を監査するに当たり、会計監査人から報告を求め、必要に応じ会計監査人に対し専門的事項の調査を委任することができる。

- 2 監事は、効率的な学園の監査業務を行うために、会計監査人と綿密な情報交換を行う等により、連携を図るものとする。

(外部専門家等との連携)

第17条 監事は、職務を遂行するに当たり、必要に応じ弁護士等の外部専門家と連携を図ることができる。

- 2 監事は、理事長と定期的な会合を実施するものとする。

(学園の責務)

第18条 学園は、前3条の体制整備に努めなければならない。

(スタッフ職員の配置等)

第19条 学園は、監事の職務を補佐するものとして、監事の求めにより、独立性を有するスタッフ職員を配置するものとする。

- 2 スタッフ職員は、監事の指揮命令下で業務を行う場合において、監事以外からの指揮命令を受けないものとする。
- 3 学園は、当該スタッフ職員の異動、人事評価及び懲戒等について、監事の意見を尊重するものとする。
- 4 学園は、監事が必要と認めた場合には、スタッフ職員が理事会、評議員会その他の重要会議へ出席することを認めるものとする。
- 5 監事はその職務の執行について学園に対して費用の前払いの請求又は支出した費用等

の請求をしたときは、学園は、速やかに相当額を支払うものとする。

(改廃)

第20条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則 (平成20年7月31日制定)

(施行期日)

1 この規程は、平成20年7月31日から施行する。

(実施指針の廃止)

2 学校法人比治山学園監査業務の実実施指針(平成17年5月30日制定)は、この規程の施行期日をもって廃止する。

(経過措置)

3 第6条中「年度初め」は、平成20年度にあつては、「7月中」に読み替える。

附 則 (令和2年3月24日改正)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月25日改正)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。